

令和5年度会計決算 財政健全化法に基づく健全化判断比率等を公表します

I 財政健全化法の実施

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」の実施により、地方公共団体は健全化判断比率等の算定と公表を行い、比率が一定基準を超えると「財政健全化計画」または「財政再生計画」を策定しなければならないなど、財政状況の改善努力が義務づけられています。

【法律制定の背景】

背景には、この法律の成立と同時に廃止された「地方財政再建促進特別措置法」による旧制度では

- ①「赤字再建団体」基準がなく、早期是正機能がない
 - ②普通会計を中心にした収支の指標のみで、現在及び将来の負債等が明らかではない
 - ③公営企業(水道事業、下水道事業など)に対する早期是正機能がない
- などの課題があり、それらに対応する新たな制度を早期に整備する必要がありました。

【法律の要旨】

1. 健全化判断比率の公表

○地方公共団体(都道府県、市区町村)は、毎年、次の4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

2. 財政の早期健全化

- 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を定めなければならない。
- 財政健全化計画は、議会の議決を経て公表するとともに、都道府県は国へ、市区町村は都道府県へ報告しなければならない。
- 国または都道府県は、財政健全化計画の実施状況から財政の早期健全化が著しく困難であると判断したときは、必要な勧告をすることができる。

3. 財政の再生

- 健全化判断比率(将来負担比率を除く)のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。
- 財政再生計画は、議会の議決を経て公表するとともに、国へその計画を報告しなければならない。
- 財政再生計画は、議会の議決を経て、国に協議し、その同意を求めることができる。
 - * 国の同意がない場合→災害復旧事業以外の起債制限(他の事業では借り入れ不可)
 - * 国の同意がある場合→再生振替特例債の借り入れが可能
(収支不足を振り替えるための特別な地方債)
- 国は、地方公共団体の財政運営が財政再生計画に適合しないと判断したときなどは、予算の変更や計画の変更など、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

4. 公営企業の経営の健全化(資金不足比率の公表等)

- 公営企業(水道、下水道、病院など)を経営する地方公共団体は、毎年、その公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。
- 資金不足比率が経営健全化基準以上の場合、経営健全化計画を定めなければならない。
- 経営健全化計画の策定手続などについては、上記「2. 財政の早期健全化」と同様。

5. 外部監査の要求

- 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合などは、個別外部監査契約に基づく監査の要求をしなければならない。
(公営企業の資金不足比率が経営健全化以上となった場合も同様)

Ⅱ 佐用町の健全化判断比率等

令和5年度決算に基づく佐用町の「健全化判断比率」は下表のとおり、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、黒字決算であるため該当なし(赤字額なし)で、実質公債費比率(1.7%)と将来負担比率(-138.3%)は早期健全化基準未満となっています。

公営企業会計の「資金不足比率」についても、すべての会計に資金不足額は発生しておらず、該当なしです。

1. 健全化判断比率 (下段カッコ内数値は前年度値) (単位: %)

区 分	令和5年度 決 算	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	備 考
① 実 質 赤 字 比 率	— (—)	13.65 (13.64)	20.00 (20.00)	実質赤字額なし 実質黒字比率 1.14
② 連結実質赤字比率	— (—)	18.65 (18.64)	30.00 (30.00)	連結実質赤字額なし 連結実質黒字比率 44.76
③ 実 質 公 債 費 比 率	1.7 (1.1)	25.0 (25.0)	35.0 (35.0)	
④ 将 来 負 担 比 率	— (—)	350.0 (350.0)		公債費充当可能財源等が将来 負担額を上回るため、「-」で表示

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じていないので、「-」で表示しています

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の早期健全化基準については、財政規模に応じてそれぞれ11.25%～15%、16.25%～20%の値となります(他は定率)

※ 将来負担比率のみが悪化し、他の指標が悪化していない状況においては、財政運営に支障が生じているとは必ずしも言えない、という理由から将来負担比率については財政再生基準に含まれていません

2. 資金不足比率 (下段カッコ内数値は前年度値) (単位: %)

特 別 会 計 の 名 称	令和5年度 決 算	経営健全化 基 準	備 考
水 道 事 業 会 計	— (—)	20.0 (20.0)	資金不足額なし
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	— (—)	20.0 (20.0)	資金不足額なし
特定環境保全公共下水道事業特別会計	— (—)	20.0 (20.0)	資金不足額なし
生活排水処理事業特別会計	— (—)	20.0 (20.0)	資金不足額なし
笹ヶ丘荘特別会計	— (—)	20.0 (20.0)	資金不足額なし

※ すべての特別会計で資金不足が生じていないので、「-」で表示しています

Ⅲ 健全化判断比率等の算定方法

$$\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します

○実質赤字額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用したときなどに発生する赤字額

○標準財政規模 = 各地方公共団体の標準的な一般財源の規模(地方税、地方譲与税、地方交付税など、経常的な一般財源総額の地方交付税算定時における理論値)
※「臨時財政対策債」発行可能額を含む

$$\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します

○連結実質赤字額 = 全会計を対象にした実質赤字額(または資金不足額)

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

(3か年平均)

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します

○地方債の元利償還金 = 一般会計等から支出された地方債の元利償還金

○準元利償還金 = 特別会計への繰出金や一部事務組合等への負担金のうち、一般会計等がそれぞれの会計で負担したと認められる公債費の額

○基準財政需 = 「基準財政需要額」は地方交付税額の基礎となるもので、災害復旧事業債、過疎対策事業債など一部の地方債は、その償還金の一定割合を基準財政需要額に算入
要額算入額

○特定財源 = 公営住宅使用料、貸付金元利収入など元利償還金・準元利償還金に充当した特定財源

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ &\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します

○将来負担額 = ①一般会計等の年度末地方債残高②特別会計で借り入れた地方債残高に対する今後の一般会計等からの繰出見込額③一部事務組合等が借り入れた地方債残高に対する今後の一般会計等の負担見込額④設立団体(第三セクター等)の負債に対する今後の一般会計等の負担見込額⑤年度末において全職員が退職した場合に必要な退職手当支給額一などの合計

○充当可能基金額 = 財政調整基金、減債基金など将来負担額の支払いに充てることができる基金の年度末残高

○特定財源見込額 = 公営住宅使用料など実質公債費比率の算定で特定財源としたもののうち、地方債の償還に充てることが制度的に予定されているものの今後の歳入見込総額

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します

○資金の不足額 ＝ 一般会計等の実質赤字額に相当するものとして、公営企業会計ごとに算出した額

○事業の規模 ＝ 料金収入など主たる営業活動から生じる収益(外部からの受託収入を除く)

IV 健全化判断比率等の対象

下の図は、健全化判断比率と資金不足比率の算定対象をイメージしたものです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は佐用町内部の会計だけを対象にしていますが、実質公債費比率は、近隣市町と共同で運営している一部事務組合・広域連合も含めて計算します。

将来負担比率については、さらに範囲が広がり、兵庫県内すべての町が共同出資して設立した兵庫県町土地開発公社、佐用町が経営に深く関与している第三セクター(現在該当なし)の負債なども含めて計算する必要があります。

